

神戸市立婦人会館会議室使用料減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市立婦人会館条例施行規則（令和3年3月31日神戸市規則第78号。以下「規則」という。）第9条に基づき、規則第3条の使用料の減免取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免の範囲及び減免額)

第2条 規則第3条第1項第1号に規定する市長が特に必要と認めた場合とは、次の各号に定める場合とする。

(1) 婦人の文化と教養を高め、婦人の社会的地位の向上を図ることを目的として、市が使用するとき。

使用料の全額

(2) 男女共同参画社会の形成の促進を目的とする学習活動、研修などのために使用するとき。

使用料の3割

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく団体が主催して利用するとき。

使用料の3割

(4) 神戸市内の学校が、児童又は生徒の教育目的のために使用するとき、及び身体障害者など、福祉施策上必要と認められる団体が使用するとき。

使用料の3割

(減免の不適用)

第3条 使用料の減免は、附属設備については適用しない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、要綱の規定は、令和6年4月1日分以後の貸室使用料について適用し、令和5年度分以前の貸室使用料については、なお従前の例による。